



甲府駅北口多目的広場

(よっちゃんばれ広場)

ネーミングライツパートナー

募集要領



令和4年2月10日

甲府市（産業部・まちづくり部）

目 次

| | | |
|---|--------|---|
| 1 | 募集の目的 | 1 |
| 2 | 対象施設 | 1 |
| 3 | 募集概要 | 1 |
| 4 | 応募方法 | 4 |
| 5 | 選定方法 | 5 |
| 6 | 問い合わせ先 | 6 |

「甲府駅北口多目的広場（よっちゃばれ広場）」 ネーミングライツパートナー募集要領

甲府市では、「甲府駅北口多目的広場（よっちゃばれ広場）」について、施設の愛称を命名する権利を取得する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集することとし、この要領において、募集条件や提出書類等について必要な事項を定めます。

1 募集の目的

本募集は、施設の愛称を命名する権利を付与する対価として、ネーミングライツパートナーからネーミングライツ料を得て、施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 対象施設

- (1) 名称 甲府駅北口多目的広場（よっちゃばれ広場）
- (2) 所在地 甲府市北口二丁目170番地1
- (3) 施設目的 市民の憩いの場及び賑わいの創出の場としての利用に供すること
- (4) 施設概要 別紙「甲府駅北口多目的広場（よっちゃばれ広場）セールスシート」参照

3 募集概要

(1) 応募資格

ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人とします。
本社・本店等の所在地については、甲府市内外を問いません。
ただし、甲府市広告掲載基準第5（※1）に掲げるものに該当しないこと。

【甲府市広告掲載基準抜粋】※1

5 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (3) 投機的商品に関するもの
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 本市の市税を滞納している事業者
- (8) その他、甲府市広告掲載要綱第14に規定する甲府市広告審査委員会において不適切と認める業種又は事業者

(2) 愛称命名権の条件、範囲

ア 愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツパートナーが命名できる愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例で定めている施設名称を変更するものではありません。

施設の愛称として、法人名や商品名を付けることが可能です。

イ 愛称の条件

- (ア) 愛称は、原則として25文字以内で付けてください。
また、命名する愛称に「よっちゃばれ広場」が含まれることを条件とします。
- (イ) 甲府市広告掲載要綱第3第1項各号(※2)及び甲府市広告掲載基準第6(※3)に該当する名称は使用できません。
- (ウ) 愛称は施設にふさわしいものとして、親しみやすさや呼びやすさ等の点から、施設のイメージを損なうことなく、市民や施設利用者の理解が得られるものを提案してください。
- (エ) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。

ウ その他

愛称が定着するまで、条例上の正式名称を併記する場合があります。

【甲府市広告掲載要綱抜粋】※2

(広告の範囲)

第3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告掲載する広告として不適切であると市長が認めるもの

【甲府市広告掲載基準抜粋】※3

6 掲載基準

次に掲げる事項のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 虚偽の内容を表示するもの
- (6) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (7) 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (8) 誇大な表現や射幸心をあおるような表現のもの
- (9) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(3) 契約期間

3年以上とします。

※ 提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定します。

(4) 命名権料

1年間当たり5,000千円以上とします。(消費税及び地方消費税相当額を含む)

ネーミングライツパートナーから施設に提供する役務や物品などの提案があれば、併せて審査します。

(役務の例) ごみ拾い、清掃、除草作業、花壇の整備など

(物品の例) ネーミングライツパートナーの商品等で、施設で使用する消耗品や備品など

※ 一万円単位で提案してください。

※ ネーミングライツパートナーは、毎年度4月1日から4月30日までの間に、当該年度分の命名権料を甲府市が発行する納入通知書により、市が指定する口座へ支払うこととします。

ただし、年度途中で契約した場合、契約開始月の末日が最初の納入期限となります。

(5) ネーミングライツパートナーの特典

ア 施設名称表示(変更)権

愛称による施設名看板(施設内看板)等を市が指定した場所に設置できます。ただし、看板の仕様、規模等により、別途管理者と協議が必要となります。

イ 愛称の浸透・定着支援

本市として、「広報こうふ」(令和3年度月配布数約8万部)や甲府市ホームページ(令和2年度年間閲覧数約950万件)へ掲載し、市民・利用者への浸透を図ります。

ウ 契約更新の優先交渉権

契約期間終了後、引き続き契約を希望する場合は、優先的に交渉することができます。

(6) 愛称表示に伴う費用負担

ア 本市及び指定管理者(以下「市等」という。)

(ア) 契約締結後に市等が発行する印刷物やホームページの表示で当該施設が表されている部分の変更

(イ) その他名称変更に伴う周知に係わるもの

※ 既存の印刷物については、再印刷するとき等に対応します。

表示変更ができない場合は、個別に協議します。

イ ネーミングライツパートナー

(ア) 施設内外の名称看板(施設看板や道路標識)の表示変更・新設

※ なお、看板新設は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととなります。（新設の場合は維持管理費を含みます。）

(イ) 契約期間終了後の原状回復

※ ネーミングライツパートナーの責任により、契約が中途解約となった場合もご負担願います。

(7) 愛称の使用開始予定時期

応募者の審査、契約終了後、速やかに使用できる手続きを進めます。

※ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

4 応募方法

(1) 募集期間

令和4年2月10日（木）～令和4年3月11日（金）

※ 持参の場合の受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで。

※ 郵送の場合は令和4年3月11日（金）必着（書留郵便に限る）

(2) 応募書類

「甲府駅北口多目的広場（よっちゃばれ広場）ネーミングライツパートナー申込書」（様式1）に必要事項を記入し、次の書類を添付してください。

ア 誓約書（様式2）

イ 法人の事業概要を記載した資料（会社案内、パンフレット等）

ウ 法人の定款又は寄附行為

エ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

オ 直近3か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）

カ 直近の事業報告書

キ 法人の納税証明書（国税、地方税の未納がないことの証明書）

※エ、キの証明書は、提出時点における発行後3ヶ月以内のもの

(3) 提出部数

正本1部、副本1部

(4) 提出方法

甲府市役所本庁舎8階 産業部産業総室ふるさと納税課へ持参、又は郵送（書留郵便）にて提出してください。

（送付先）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市産業部産業総室ふるさと納税課 担当：土橋・井出

(5) 留意事項

ア 応募申込みに係る費用及び契約締結に係る費用は、全額応募者の負担とします。

- イ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出された書類等は返却しません。
- エ 提出された書類等は関係機関に問い合わせを行う目的で使用することがあります。また、甲府市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- オ ネーミングライツパートナーは、よっちゃばれ広場を優先的に使用できるものではありません。

5 選定方法

- (1) 一次審査として、「甲府駅北口多目的広場（よっちゃばれ広場）ネーミングライツパートナー申込書」及び添付書類による応募資格審査を実施します。
応募資格を満たしていない者は、失格となります。
- (2) 甲府市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、二次審査として、審査委員会において、別に定める選定基準に基づき、金額、愛称名及び地域貢献につながるような提案や応募者の財務能力等の状況について、審査採点して総合得点が最も高い者を、優先交渉権者として決定します。ただし、審査委員会が特に必要と認める場合は、プレゼンテーションを依頼する場合があります。
審査結果は、ホームページ上に掲載するとともに文書にて通知します。

【審査基準】

| | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----|-------------------------|--|-----|
| 1 | 応募の趣旨 | ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか | 10 |
| 2 | 愛称、デザインは適切か | ・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか | 20 |
| 3 | 提案金額（年額） | ・提案金額の妥当性 | 40 |
| 4 | 提案期間 | ・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か | 10 |
| 5 | 施設に提供する役務等の提案及び地域貢献等の実績 | ・役務の提供等による市民サービスや施設の魅力向上、地域活性化等に関する提案 ・地域貢献等の実績及び計画があるか | 20 |
| 合 計 | | | 100 |

- (3) ネーミングライツパートナーの決定・契約
 - ア 優先交渉権者と、契約内容について詳細な協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。
なお、優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次点の応募者と締結に向けて交渉します。
 - イ ネーミングライツパートナーが決定した場合は、マスコミに公表するとともに「広報こうふ」等市の媒体で積極的に発信します。
 - ウ 応募内容及び選定結果等については、甲府市情報公開条例に基づき、開示対象となります。

(4) 指定管理者との協議

本施設は、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、調整が必要となる事項について、別途指定管理者と協議していただくことがあります。

(5) 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが応募資格を喪失した場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれるおそれがある場合などには、契約満了を待たずに契約を解除する場合があります。

ただし、その場合、市は契約の解除に伴う損失等にかかる補償は一切行いません。

6 問い合わせ先

(ネーミングライツに関すること)

甲府市 産業部 産業総室 ふるさと納税課 担当：土橋・井出

電 話 055-237-5328

(甲府駅北口多目的広場（よっちゃばれ広場）に関すること)

甲府市 まちづくり部 まち整備室 公園緑地課 担当：齊藤・平川

電 話 055-223-6101